

石川県事業承継特別保証

制度の特徴

事業承継における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容等の確認を受けていれば保証料率の引き下げも可能な制度です。

対 象 者	事業承継計画書、財務要件等確認書等の書面の添付が必要（具体的な要件については保証制度要綱をご参照ください）
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	1年以内
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.45～1.90% 中小企業活性化協議会及び 事業承継・引継ぎ支援センター確認有の場合、 0.10～0.57%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。